主 文 本件抗告を棄却する。 理 由

本件抗告の要旨は、原裁判所は抗告人を中等少年院に収容する旨の決定をしたが、抗告人は悪いことをしていないし、審判の際裁判官は抗告人に一言も述べさせなかつたものであるから右決定は不服であるというのである。

しかしながら昭和三三年三月二四日の審判調書の記載によれば、原裁判所は右審判期日において原決定をするにあたり、本件事案に関し少年の陳述を聞いたこと、また右陳述の内容により、抗告人は本件戻収容の事由たる犯罪者予防更生法第三四条第二項に規定する一般遵守事項並びに同法第三一条第三項に基き近畿地方更生保護委員会の定めた特別遵守事項等に違反する所為に及んだものであることが明らかであるから、所論は採用するに由なく、その他記録を調査しても原決定には何ら法令違反、事実の誤認又は処分の不当等の点は見当ら〈要旨〉ない。因みに犯罪者予防更生法第四三条の規定による戻収容の決定に対しては、同法に規定がないところか〈/要旨〉ら、抗告できないという説もあるので、当裁判所の採る抗告ができるとの見解の理由を左に示すこととする。

そこで右規定のうち少年法第二章第三節に定められている抗告について、これを右戻収容申請事件の戻収容の決定に準用することが、その性質に反するか否とについて接ずるに、少年の保護事件の抗告に関する少年法第三二条の規定を見ると、抗告は保護処分の決定(同法第二四条第一項)に対して許されることに定められており、戻収容の決定は右いずれの保護処分の決定にも該当しないことが明られたの対象となつている右条項第三号の少年院送致決定とが収入の決定とを対比するときは、たとえ後者の主たる機能がいわば仮退院の措置の取消とさきになされた保護処分の決定たる少年院送致決定の執行の復元と目しで、さきになされた保護処分の決定たる少年院送致決定の執行の復元と目しである。それによりいずれも少年を少年院に拘束するものではなく、むしろ実質的には同種のものと考えられる。それな知上の点を考え合わせると戻収容の決定に前記抗告の規定を準用しても、何らその性質に反するものとは思われない。

さすれば本件抗告は許されるのであつて、不適法とすべきものではない。 よつて本件抗告は、理由がないものとして棄却すべきものとし、少年法第三三条 第一項、少年審判規則第五〇条に則り、主文のとおり決定する。 (裁判長裁判官 山本武 裁判官 三木良雄 裁判官 坪倉一郎)